

最高裁決定について

原告 豊島耕一，2018年6月4日

佐賀大学の退職金裁判に関する最高裁決定について，簡単に4点述べます。

1. 最高裁が上告文書を真面目に読んだかどうかを検証できない。

我々の上告に対して最高裁から5月24日付けで棄却の決定通知が届けられた。本文は，棄却の理由として単に民訴法312条と318条を挙げるのみで，わずか257文字にすぎない。我々の上告文がなぜこれらの条項を満たさないかについての議論は一言もない。従ってこの判断が妥当かどうかを，我々だけでなく第三者も検証できない。さらにいえば，最高裁が原告の文書を真面目に読んだのかどうか，つまり真面目に仕事をしたかどうかさえ分からない。

裁判所は，判決文以外では「説明責任」を問われる機会がないので，このような態度は，「最高裁なのだから正しい」と言うに等しい傲慢なものと言わざるを得ない。

2. 原判決の「事実誤認」「法令違反」に関して最高裁は判断せず。

通知本文は「本件上告の理由は，違憲及び理由の食違いをいうが，その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって，明らかに上記各項（民訴法312条1項又は2項）に規定する事由に該当しない」と言う。つまり，原判決の「事実誤認」や「法令違反」に関して最高裁は判断していないのである。

そもそも，上告の条件をこのように制限し，「事実誤認や法令違反には吾（最高裁）関せず」とする民訴法三百十二条自体が「三審制」を否定するものではないだろうか。

3. 最高裁の根拠を示さない決定にもかかわらず，上告は民訴法の要件を備えていた。

我々の上告文書では，高裁判決が民訴法312条（違憲，法令違反等），318条（判例違反）にある上告の条件を備えていることを詳細に述べている。これに対する最高裁からの具体的な反論は，上に述べたように全くない。

4. この裁判の意味など

裁判の内容自体については最高裁からはなんらの言及もないので，これについて

の私の意見は高裁判決に対する批判と同じであり、別紙にまとめている。

裁判は敗訴の結果に終わり、被告の行動の正当化を裁判所が確定させることになった。これは大きなデメリットである。しかし同時に、労働法制と現実の乖離、国立大学の政府への異常な従属ぶりなどを多くの人に明らかにすることが出来たと思う。このことは「泣き寝入り」ではほとんど出来なかつただろう。また、裁判所の実態が「三権分立」の原則からいかに乖離しているかということも、残念ながら明らかになった。

また、労働者の権利を本当に守るためには、組合などが、ストなどの強力な手段をも用いて職場で直接活動することが重要であることもより明らかになったと思う。

今回の裁判の原因は大学当局の労働契約法無視にあるが、その背景にある、政府から大学に圧力が加えられやすいという状況は、国立大学法人制度の弊害の一端を示したと思う。筆者は当時法人化に反対したが（例えば「週刊金曜日」2002年4月19日号。注1）、今日この制度の設立に加担した国立大学協会の現在の会長が「法人化は失敗だ」と発言するに至っている（注2）。この制度の見直しの議論が起きることを期待する。

注1) 政府が実施を急ぐ独立法人化 大学の“独立”は逆に失われる恐れ

<http://pegasus1.blog.so-net.ne.jp/2018-03-10-1> (右のQRコード ↗)

注2) 異見交論 40「国立大学法人化は失敗だ」山極寿一氏（京都大学学長），読売教育ネットワーク，2018年3月9日。

<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/contents/40-2.php>



本裁判の上告文書をはじめ、法廷文書は次のブログ記事からたどることが出来ます。

<http://pegasus1.blog.so-net.ne.jp/2018-01-28>

または「ペガサス・ブログ版 退職金」で検索。

退職金裁判高裁判決について

原告・元理工学部教員 豊島耕一，2017年11月23日付け

(この文書をワードで開くと判決文へのハイパーリンクが利用できます。)

佐賀大学を退職した2013年の11月に佐賀地裁に提訴，4年後の今年3月に判決があり，原告敗訴となったため福岡高裁に控訴していました。その高裁でも11月10日に控訴棄却の判決となりました。しかし判決文全39ページのうち，裁判所自身の考えを述べた実質的な部分はわずか4ページ余りに過ぎません。その主要部分である「争点1」の「本件退職手当規程の改正が従業規則*の不利益変更として合理性を有するか」についての文章は正味4ページに満たないわずか100行です。地裁判決のこれに対応する部分が9ページ弱，232行の半分以下，書いてある内容も地裁の文章を簡略コピーしたようなもので，あらためて批判文を書く必要もないようなものです。到底受け入れられるものではなく，上告することにしました。

「国立大学法人」の独立性を否定

そのような判決文ですが，いくつか気づいたことを書いてみたいと思います。争点の一つ「不利益の程度」については，地裁では，減額幅も国家公務員や他大学と同じ相場だから問題ない(地裁 p.41)，という言い方でしたが，高裁では「少くない不利益」だが「減額の程度は約5.77%にとどまり・・・」(高裁 p.35)と，どっちつかずの曖昧な表現になっています。

主な争点の「退職手当規程改正の必要性」，つまり減額の必要性について今回の高裁判決は，「文科省は・・・剰余金を・・・教職員の人件費に充てることは不適切であるとの見解を示していた」から，それを減額分の「補填に充てることは實際上困難」だった，文科省から「官民較差の是正」の方向で要請があったから，国から相当の資金を受けている国立大学としては，これに応じる「事業運営上の必要性もあった」としています(高裁 p.36)。これはほとんど地裁判決の同じ部分を簡略化しただけのものです。地裁判決では，もっともらしい言葉に言い換えられてはいるものの，“公務員”バッシングに付和雷同し，国からの報復圧力を正当化する文言が並んでいます(地裁 p.35～40)。

いわゆる「官民較差の是正」に関しては，「官」や「民」という言葉があまりにも曖昧に，いい加減に使われています。国立大学法人はいったい「官」と「民」のどちらのカテゴリーに属するのでしょうか？ 職員は「非公務員」なので「民」に属するはずですが。したがって「官民較差の是正」がもし「官」と「民」の較差を縮小することを意味するのであれば，そして「官」の給与等のレベルの方が高いと言う前提であれば，「民」の側，つまり国立大学法人はむしろそのレベルを上げることこそ

が「是正」の方向になるはずですが、ところが「民」であるはずの国立大学を下げろという。何よりも、そもそも政府が「民」の給与等の水準に口出しをすること自体がおかしいわけです。統制経済ではないのですから、国立大学の「法人化」の際にさかんに宣伝された国からの「独立性」を、司法があからさまに否定してしまいました。

文章内部の矛盾を放置

判決文の文章内部にも矛盾があります。上に述べたように、退職金のために「当期に生じた利益をもって特殊要因運営費交付金の減額分の補填に充てることは実際上困難であった」（高裁 p.36）とあるのに、別の箇所ではそれを実際にやった大学が複数存在するのを認めています（同 p.33～34）。この食い違いに対して全く理由も述べず説明もありません。これは、上告の理由として認められる民事訴訟法 312 条 2 の六項の「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること」にも該当するでしょう。

裁判官は高速かつ正確無比の伝達能力を持つのか？

この裁判では、地裁・高裁とも途中で裁判長を含む裁判官が入れ替わりました。高裁では今年 6 月 28 日の第一回の法廷から判決までわずか 3 ヶ月余りしかないのに、3 人のうち裁判長を含め 2 人も代わりました**。しかも法廷では交替の理由などひとつとも聞かれません。この裁判で地裁も含め法廷に出された文書は相当な量で、読みこなし理解するだけでもかなりの時間と労力を要するはずですが、大学の専門性の高い授業を、学期の途中で放り出して別の教員に丸投げするようなものではないでしょうか。前の裁判官が理解し頭の中に蓄積した情報の量と質を、どのようにして短時間で完璧に次の裁判官に移転するのでしょうか？それとも裁判所には「大脳間直接記憶移転装置 — Brain-to-Brain Direct Memory Transfer System」とでも言うべき、人と人との間で記憶をコピーする装置があるのでしょうか？

そもそも裁判官の異動などの人事権を最高裁事務総局という官僚組織が握っているというのが全く異常で、「司法改革」を言うなら先ずここから手をつけるべきだったでしょう。ちなみにドイツでは本人の希望以外の異動はないとのことですが、

高裁・地裁の判決文などはテキスト化してブログからリンクしています。「ペガサス、裁判、リンクまとめ」で検索。url はこちら：<http://pegasus1.blog.so-net.ne.jp/2017-11-21>

* 「就業規則」とすべきところを、「従業規則」と誤字を見逃している。

** 当初の大工強裁判長は 8 月 29 日に前橋家裁所長に異動。

この文書のワードファイルはこちらです。

<http://ad9.org/pegasus/UniversityIssues/taishokukinsaiban/prescnf180604.docx>